

役員等報酬及び費用弁償規程

第1条 この規程は、社会福祉法人芳梅会(以下『法人』という。)定款第8条及び第21条、評議員選任・解任委員会運営規則第6条に基づき、評議員、役員及び評議選任・解任委員(以下『役員等』という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

第2条 この規程は本法人の用務(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会並びに監事監査等、理事長報酬)のため出席した理事長、理事、評議員、監事、評議選任・解任委員に対して適用する。ただし、理事長の場合は、理事長報酬の中に理事会等報酬を含める。また役員等が職員である場合は、これを支給しない。

第3条 出席者(理事、監事、評議員、評議選任・解任委員)に対し1日に付¥10,000を支給する。

別表1

第4条 出席者(監事監査等)に対し1日に付¥20,000を支給する。

別表2

第5条 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、交通費の実費額とする。
なお、木津川市内については一律¥3,000とする。

別表1

第6条 理事長に対して報酬を支給する。報酬額は、1日¥10,000とする。

1か月上限¥200,000とする。

理事長報酬は、当該月分を翌月20日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

別表3

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合の旅費交通費、宿泊料は別に定める旅費規程によるものとし、日当は別表4により支給する。ただし理事長の日当は前条の報酬に含む。

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第10条 この規程の定めるもののほか、必要な事項が発生した時は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

別表1(第3条)(第5条)

名 称	報 酬	交通費
理事会、評議員会、評議員選 任・解任委員会出席報酬	¥10,000	法人の事業所所在の市町村 一律¥3,000
		その他 実費

※評議員については、定款の定めとの整合性について留意が必要

(定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要)

別表2(第4条) 別表1(第5条)

名 称	報 酬	交通費
監事監査等報酬	¥20,000	法人の事業所所在の市町村 一律¥3,000
		その他 実費

別表3(第6条)(第10条)

名 称	報 酬 (1日当り)	交通費
理事長報酬	¥10,000	実 費

別表4(第7条)

名 称	日 当	旅費交通費・宿泊料
日 当	半日 ¥3,000	旅費規程による
	1日 ¥5,000	

※評議員の日当については、定款の定めとの整合性について留意が必要

(平成30年6月25日より適用)

附則

この規程は、平成 4年 4月 1日より施行する。

平成13年12月11日一部改正

平成19年 5月25日一部改正

平成24年 3月28日一部改正

平成29年 3月29日一部改正

平成29年 6月27日一部改正

平成30年 6月25日一部改正